

【給与所得の求め方】

- ・給与の収入金額を カ の欄に記入してください。□
- 給与の収入金額から次の表で所得金額を求め (6) の欄に記入してください。□

給与の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
1円 ～ 650,999円	/	0円
651,000円 ～ 1,618,999円		収入金額－650,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円		969,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円		970,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円		972,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円		974,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額÷4,000円＝A	端数整理額×60%
1,800,000円 ～ 3,599,999円	ただしAは小数点以下切捨て	端数整理額×70%－180,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	4,000円×A＝端数整理額	端数整理額×80%－540,000円
6,600,000円 ～ 9,999,999円	/	収入金額×90%－1,200,000円
10,000,000円以上		収入金額－2,200,000円

〔計算例〕 平成30年の給与収入が 1,850,000円の場合
 $1,850,000円 \div 4,000円 = 462.5 \dots \dots A$
 小数点以下切捨て 462
 $4,000円 \times 462 = 1,848,000円 \dots \dots$ 端数整理額
 $1,848,000 \times 70\% - 180,000円 = 1,113,600円 \dots \dots$ 給与所得額

【公的年金等にかかる雑所得の求め方】

年齢	平成30年の公的年金等 収入金額の合計 (B) 【キの欄に記入】	公的年金等雑所得額 【(7)の欄に記入】
65歳以上の方 (昭和29年1月1日以前に 生まれた方)	120万円以下	0円
	120万円超 330万円以下	(B)－120万円
	330万円超 410万円以下	(B)×75%－37万5千円
	410万円超 770万円以下	(B)×85%－78万5千円
	770万円超	(B)×95%－155万5千円
65歳未満の方 (昭和29年1月2日以後に 生まれた方)	70万円以下	0円
	70万円超 130万円以下	(B)－70万円
	130万円超 410万円以下	(B)×75%－37万5千円
	410万円超 770万円以下	(B)×85%－78万5千円
	770万円超	(B)×95%－155万5千円

【均等割と所得割】

市民税と県民税を合わせて「市民税・県民税」と言い、個人の前年の所得金額により課税されます。「市民税・県民税」には均等の税額で負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担していただく「所得割」があります。

1) 均等割、所得割ともにかからない方(非課税)

- *生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- *障害者、未成年者、寡婦、寡夫に当てはまり、平成30年の合計所得金額【申告書表面の(9)の欄】が、125万円以下の方
- *平成30年の合計所得金額【申告書表面の(9)の欄】が、35万円×(本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数)＋21万円以下の方
〔控除対象配偶者及び扶養親族を有しない場合は35万円以下〕

2) 所得割がかからない方

- *平成30年の総所得金額等【申告書表面の(9)の欄】が、35万円×(本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数)＋32万円以下の方
〔控除対象配偶者及び扶養親族を有しない場合は35万円以下〕

【16歳未満の扶養親族】

16歳未満の扶養親族(平成15年1月2日以降生)は、扶養控除の対象にはなりません、「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄に記入もれがあると、本来非課税となる方に税金がかかってしまう場合がありますので、忘れずに記入してください。

伊丹市 財政基盤部 税務室 市民税課
 〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地 電話 072-784-8022 (直通)
 F A X 072-784-8029